

国際物流基幹ネットワーク ネットワーク整備の考え方

別添2

①高規格幹線道路の全線

②高速自動車国道とあわせて全国的な幹線道路網を構成する道路のうち、

- ・全国的な自動車交通網を構成する自動車専用道路である区間
- ・都道府県庁所在地その他政治上、経済上、文化上特に重要な都市を連絡する区間
- ・特定重要港湾・重要港湾又は重要な飛行場と前述の区間を連絡する区間

但し、以下の区間を除く。

- ・指定をするためにトンネルの拡幅等大規模な対策が必要な箇所について、現時点で指定の必要性・緊急性等(*1)が十分でない判断される箇所

*1 必要性・緊急性等の判断基準は、並行する高規格幹線道路の有無及び大型貨物車の通行状況等

③①及び②の道路の他、都市の環状道路や高速道路へのアクセス道路等のうち、道路管理者が国際物流戦略の観点から重要であると考えられる道路

④①、②及び③の道路と物流拠点(*2)又は港湾・空港(*3)を結ぶ道路、及び物流拠点と港湾等を相互に結ぶ道路のうち、国際物流に係る輸送ニーズが極めて高いと考えられる道路。

*2 発生集中量その他、国際貨物の取扱や地域における重要な拠点等を考慮し、このうち工業団地・物流団地等公共性が高い拠点

*3 特定重要港湾及び重要港湾のうち、外貨貨物取扱量が年間500万t以上の港湾、国際貨物の発生集中量が多い物流拠点と結ばれている港湾、総貨物取扱量が年間1,000万t以上の港湾、及び国際航空貨物を取り扱う第1種空港・第2種空港

※ 路線の設定に当たっては、生活環境の観点等にも配慮するものとする。